

平成29年(2017年)2月8日
 長野県総務部行政改革課
 (課長) 井出英治 (担当) 柴 潤一
 電 話 026-235-7029 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線2554
 F A X 026-235-7030
 E-mail gyokaku@pref.nagano.lg.jp

平成29年4月組織改正(案)について

地域課題に対する現地機関の対応強化、コンプライアンスの推進、全国都市緑化信州フェアの開催準備など、県民の期待に応え、時代の要請に的確に対応できる効果的な組織体制を整備するため、平成29年4月に組織改正を行います。

1 地域振興局の設置

- ・地域で生じている課題や県民ニーズを的確に把握し、スピード感をもって主体的・積極的に課題解決に当たる組織として、「地域振興局」(10局)を設置します。

【現行】

【平成29年4月】

(新設)

地域振興局(10局)

- 佐久、上田、諏訪、上伊那、南信州、木曾、松本、北アルプス、長野、北信
- ・総務管理課
 - ・企画振興課
 - ・環境課
 - ・農政課
 - ・農地整備課
 - ・林務課
 - ・商工観光課

2 現地機関の見直し

(1) 地方事務所の廃止

- ・地域振興局の設置に伴い、「地方事務所」(10所)を廃止します。

【現行】

【平成29年4月】

地方事務所(10所)



(廃止)

- ・地域政策課
- ・税務課
- ・環境課
- ・農政課
- ・農地整備課
- ・林務課
- ・商工観光課(木曾、北安曇除く)
- ・商工観光建築課(木曾、北安曇)
- ・建築課(木曾、北安曇除く)

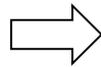
(2) 県税事務所の設置

- ・全県的な共通性、専門性が求められる税務業務を独立して行うため、「県税事務所」(10所)を設置します。なお、平成30年4月から、課税機能を4所に集約し、6所は付置機関とします。

【現行】

地方事務所税務課 (10所)

佐久、上小、諏訪、上伊那、下伊那、
木曾、松本、北安曇、長野、北信



【平成29年4月】

(廃止)

(新設)

県税事務所 (10所)

東信県税事務所
東信県税事務所上田事務所
南信県税事務所諏訪事務所
南信県税事務所
南信県税事務所飯田事務所
中信県税事務所木曾事務所
中信県税事務所
中信県税事務所大町事務所
総合県税事務所
総合県税事務所北信事務所

【平成30年4月】

総合県税事務所

総合県税事務所北信事務所

東信県税事務所

東信県税事務所上田事務所

南信県税事務所

南信県税事務所諏訪事務所

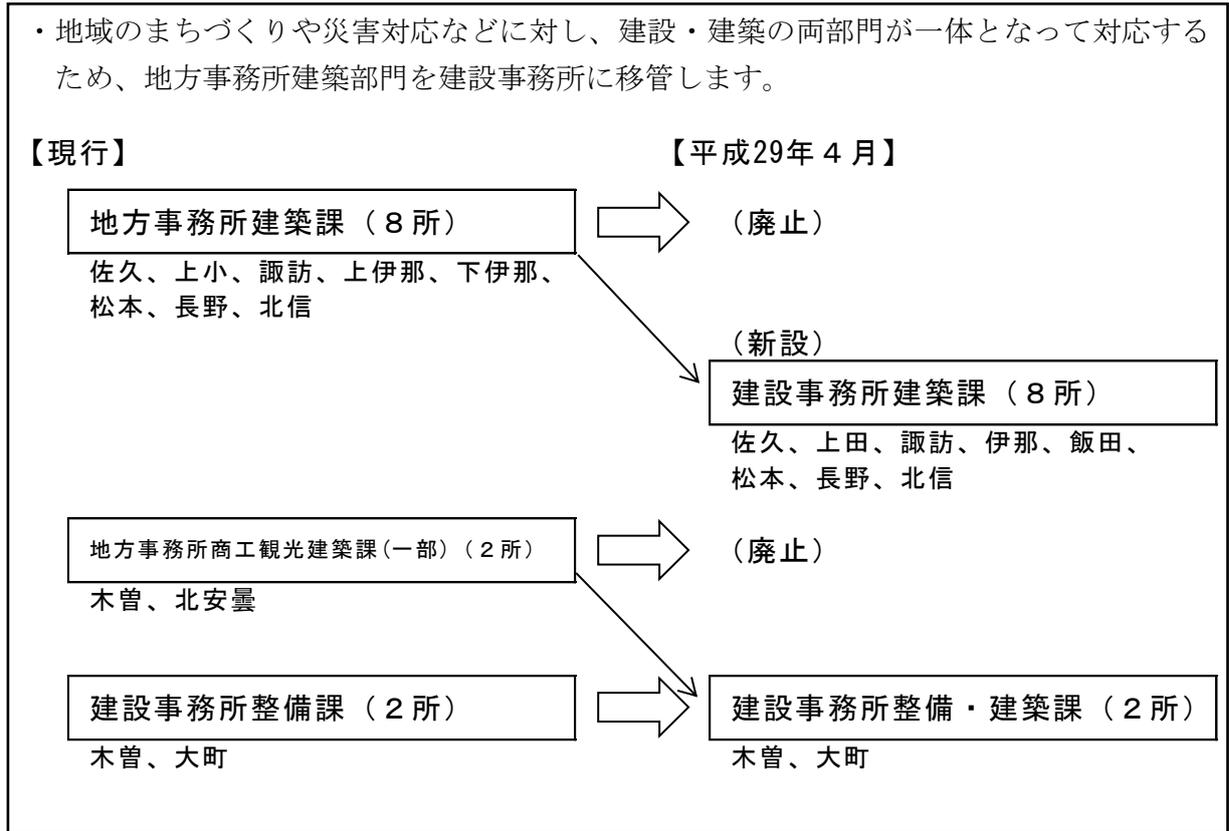
南信県税事務所飯田事務所

中信県税事務所

中信県税事務所木曾事務所

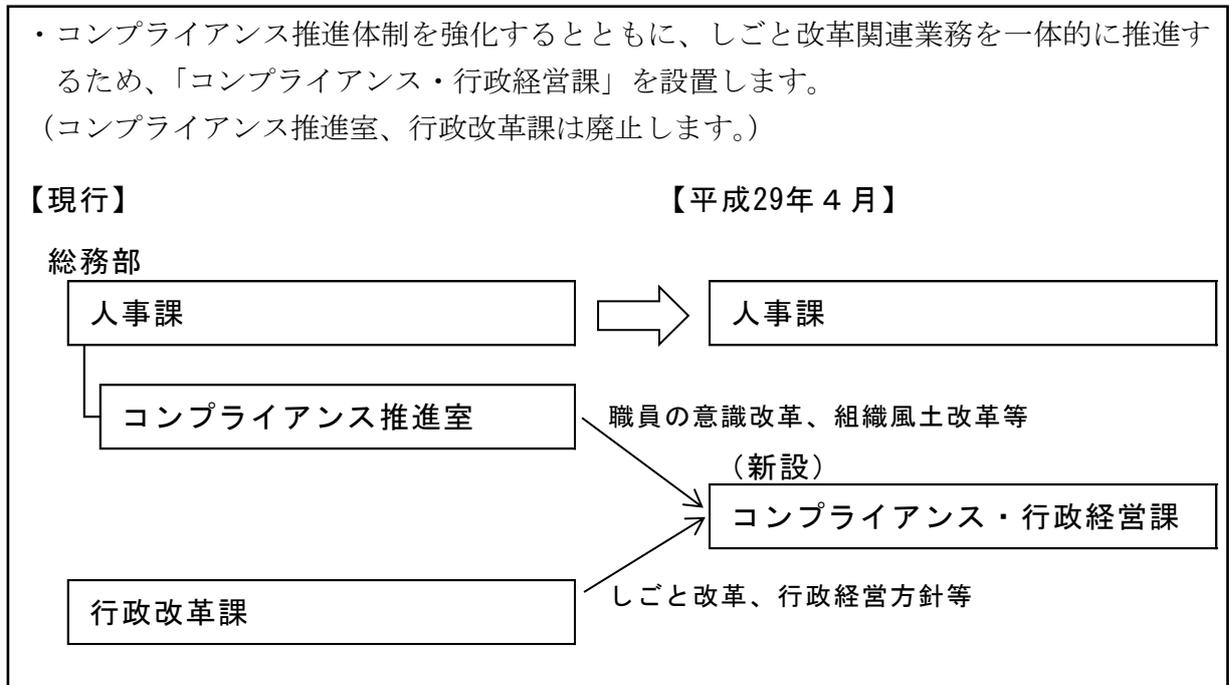
中信県税事務所大町事務所

(3) 地方事務所建築部門の移管

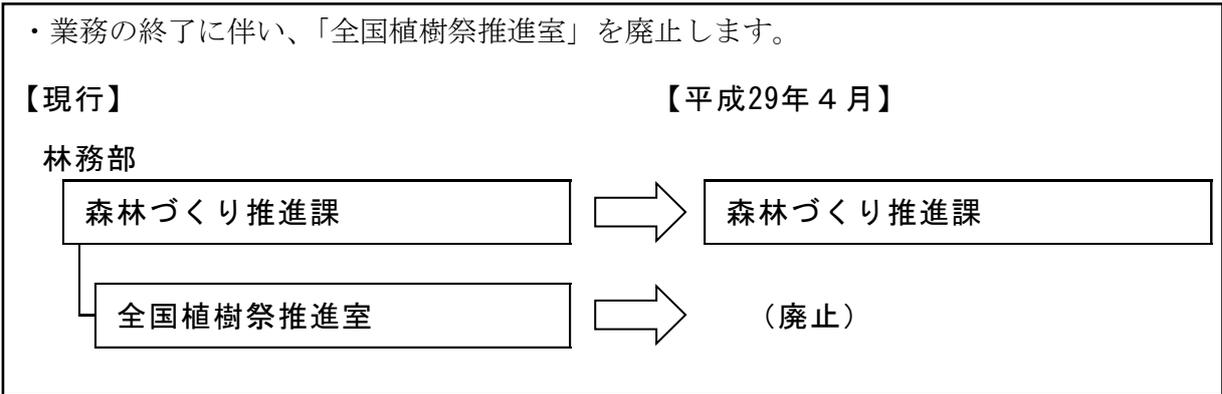


3 本庁組織の見直し

(1) コンプライアンス推進体制の強化、しごと改革関連業務の一元化



(2) 全国植樹祭推進室の廃止



(3) 全国都市緑化信州フェアの開催準備

